⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　代表者は、平成11年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、消防法（昭和23年法律第186号）に規定されている危険物を貯蔵する特定屋外タンク貯蔵所で、地中式又は地上覆土式タンク貯蔵所（有効容量1,000ＫＬ以上／基）の新設工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

ただし、代表者以外の構成員は、平成11年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、地下又は覆土のタンク工事（貯水、遊水、貯油等を目的とする100㎡以上の有効容量を有する現場打ちコンクリート構造物であって土工事を伴うもの）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

イ　建設業法の土木工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、土木一式工事に係る施工能力の大小に関わらず、⑵アの代表者に求める施工実績及び配置予定技術者の条件を有するものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

８　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

９　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　共同企業体の名称は、「築城㉖燃料施設新設土木工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成27・28年度において独立行政法人国立印刷局における建設工事等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 26 年 12 月 12 日

独立行政法人国立印刷局

理事長　氏兼　裕之

◎調達機関番号　562　◎所在地番号　13

１　資格の種類及び業種の区分

競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び業種の区分は次のとおりとする。

⑴　建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項に定める別表第一の28種類

⑵　測量・建設コンサルタント等

①測量　②建築士事務所　③建設コンサルタント　④地質調査　⑤補償コンサルタント　⑥土地家屋調査　⑦計量証明　⑧その他

２　資格審査の申請

⑴　申請の時期

イ　定期の申請の時期

㈠　受付　平成26年12月12日から平成27年１月30日まで（当日消印有効）

㈡　提出の方法　郵送又は宅配による受付とし、次のところへ送付すること。

独立行政法人国立印刷局財務部調達業務グループ資格審査受付

〒105―8445 東京都港区虎ノ門２―２―５　電話 03―6893―4611、03―3587―4514

ロ　随時の申請の時期は、平成27年２月２日以降とする。

なお、送付場所は前記㈡と同じである。

⑵　申請書の入手方法　申請書は、独立行政法人国立印刷局のホームページから入手できる。

なお、郵送により申請書の入手を希望する者は、前記⑴イ㈡に示す場所に返信用封筒を送付すること。

⑶　申請書類の提出方法　申請書に次の資格の種類に応じた書類を添付し、前記⑴イ㈡に示す場所に郵送又は宅配により提出すること。

なお、公的機関が発行する書類については、発行日から３か月以内のものとする（写しでも可とする。「写し」とは、原本書類と原寸大であり、かつ、内容が鮮明であるもののみを有効なものとする。以下同じ。）。

イ　建設工事

㈠　総合評定値通知書等（建設業法第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、本競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の審査基準日が平成25年６月30日以降であるものに限る。また、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）の写し

㈡　貸借対照表及び損益計算書（直前　２年度分）

㈢　次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書

Ａ　消費税及び地方消費税（法人及び個人）

Ｂ　法人税（法人の場合）

Ｃ　所得税（個人の場合）

㈣　資格審査結果通知書送付に使用する返信用封筒（第１種定型郵便物仕様で82円切手貼付、送付先記載のこと。）

㈤　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し

㈥　申請者が官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第２条第１項第４号に規定する組合である場合においては、官公需適格組合証明書の写し

㈦　グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には、企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値等認定書の写し

㈧　合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等の場合に限る。）

㈨　平成25・26年度において、独立行政法人国立印刷局における建設工事の競争参加資格を得ている者は、有効期限が平成27年３月31日までの資格審査結果通知書の写し

㈩　平成27・28年度において、財務省所管の建設工事の契約における競争参加資格を得ている者は、有効期限が平成29年３月31日までの等級決定通知書の写し

なお、提出した者については、上記㈢納税証明書の提出を省略することができる。

ロ　測量・建設コンサルタント等

㈠　登記簿謄本（法人の場合）

㈡　登録証明書等の写し（各種登録規　程等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）

㈢　貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（直前２年度分）

㈣　次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書

Ａ　消費税及び地方消費税（法人及び個人）

Ｂ　法人税（法人の場合）

Ｃ　所得税（個人の場合）